〇 , 主文

本件各控訴を棄却する。

控訴費用は控訴人らの負担とする。

〇 事実及び理由

一 控訴人A、同B、同C(以下、この控訴人らを「控訴人Aら三名」という)は「原判決を取消す。本件を原審に差し戻す」との判決を求め、被控訴人は主文同旨の判決を求めた。

二 当事者双方の主張は、原判決事実摘示のとおりであるから、これを引用する。 三 証拠(省略)

なお、控訴人Aら三名は第一次監査請求を経ていないので、同控訴人らが別件訴訟に共同訴訟参加人として参加することは許されないとしても、民事訴訟法上の参加をすることは許される余地がないわけではないと考えられることも、原判決説示のとおりである。この点に関して、控訴人Aら三名は、同控訴人らの裁判を受ける機会の存否が問われていると主張するが、住民訴訟は、住民全体の利益のために法律が特別に創設したいわゆる客観訴訟であるから、法律に定める場合において法律に定める者に限りこの訴訟を提起することができるのであって、この要件を充たしている事が訴訟を行う機会を得られなかったとしても、それは法の予定している事態であるといわざるを得ないのである。

五 よって、本件各控訴は理由がないのでこれを棄却することとし、控訴費用の負担について行政事件訴訟法七条、民訴法九五条、八九条、九三条を適用して、主文のとおり判決する。

(裁判官 宍戸 達 佃 浩一 西尾 進)